

平成16年11月8日

第11回定例会会議録

文京区教育委員会

文京区教育委員会会議録

第 15 号

平成 16 年 第 11 回 定例会

日時：平成16年11月8日（月）18時00分

場所：教育委員会室

「出席」

委員長	小堀 樹
委員長職務代理者	棚橋 嘉勝
委員	猪口 邦子
委員	島田 燐子
教育長	中村 満吉

「説明のため出席した教育局職員」

学校教育部長	佐藤 一夫
生涯学習部長	藤沢 稔
庶務課長	加藤 秀次
学務課長	佐藤 正子
指導室長・	山田 修司
教育センター所長兼務	
教育改革担当課長	廣瀬 誠一
文化振興課長・	得永 哲也
生涯学習センター所長兼務	
スポーツ振興課長	内池 正興
真砂中央図書館長	金田 正美

「書記」

庶務係長	谷島 英和
主事	谷 亀雅和

す。

17ページの「文の京こども論語塾」の企画書によりまして、その内容をご説明させていただきます。

はじめに、開催日時でございます。平成17年1月8日の土曜日を初めといたしまして、毎月第2土曜日に開催するものでございます。時間でございますが、午前10時30分から1時間程度ということでございます。

次に、参加費でございます。各会1人300円でございます。この参加費につきましては、教本代金やその他の教材作成費用、並びに施設使用料などに充てるものでございます。その内容につきましては、18ページに掲載のとおりでございます。

次に、開催場所でございます。静かな和室ということで計画してございます。具体的には、伝通院などを利用して開催するということでございます。

次は、19ページから21ページまででございますが、こちらには、文京こども論語塾の会則並びに役員名簿、それから関係者の経歴をご案内させていただいてございます。また、活動実績は、22ページに掲載しているとおりでございますが、平成15年1月から活動をしている団体でございます。

最後に、開催の案内でございます。この論語塾の開催の目的につきましては、子どもの健全育成及び家庭教育の充実ということでありますので、文京区の青少年委員のご協力をいただきまして、地域の方々にご案内するということでございます。

以上の内容を後援名義等仕様承認要綱に照らし審査をいたしましたところ、教育文化普及向上に寄与するものと認められますので、後援を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 小堀委員長 ご質問はありませんか。
- 猪口委員 大変結構です。参加してみたいです。
- 小堀委員長 聞いてみたいような気がしますね。

この事業計画では、規模が小さいです。今後のことですが、本日の講演名義の承認にあたっては、継続的に進めていただき、一定の規模まで大きくなることを見守りたいと思います。このことだけ申し添えておきたいと思います。

よろしゅうございますね。それでは、第52号議案「文の京こども論語塾」の後援名義使用承認は、原案どおり、承認といたします。

第3 報告事項

(1) 児童の通学時等の安全確保に関する陳情について

○小堀委員長 次は、報告事項です。まず、児童の通学時等の安全確保に関する陳情についてです。庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料第1号でございます。このことにつきましては、小石川2丁目3番のマンション新築工事計画に対しまして、近隣住民によります、小石川の子どもの安全を守る会の代表の方ほか13名からの委員長宛の陳情を受理したものであります。

本件の内容は、次のとおりでございます。「私たちは、礪川小学校に通う子どもたちの保護者です。大規模マンション建設予定の通学路である堀坂を通過して幼稚園や小学校に登校しています。過去にも建設工事車輦に子どもがはねられ、2～3名が死傷した事故も発生しております。ぜひとも、スクールゾーンの解除及び一方通行の逆走は認めないようお願いします。」という内容でございます。

次のページは、もう一つの陳情者の署名がございまして、その次のページは、礪川小学校校長から保護者宛の注意事項等の通知文書の写しでございます。5番には、安全指導ということで、歩行時にはガードレール・白線の内側を歩行する。交通誘導員の指示に従う。自転車利用時は、通行車輦に注意して歩道側を通行するというものでございます。

教育委員会といたしましては、この陳情を受けたのち、礪川小学校校長とともに富坂警察署へ伺い、確認等を行いました。富坂警察署では、春日通りからの一方通行は、既に解除しているということでございます。先ほどの礪川小学校の保護者宛文書の裏面に、近隣の地図が記載をされております。真ん中の右側に、計画敷地とありまして、左側の部分が建設の予定地でございます。この予定地の左側に矢印がございまして、柳町小学校の近くの道路入口から、上がってくる一方通行でございます。まっすぐ行きますと春日通りに入るわけでございますが、ここがすべて一方通行ですと、建設工事現場に一部の工事車両が入れないということで、この一方通行を解除していただきたい、という工事施工業者からの願いにつきましては、公安委員会では、既に解除しているということでございます。

なお、この学校の近隣一帯は、スクールゾーンの指定がなされてありまして、朝の7時30分から9時までは、指定された車輦以外は進入ができないという、通行規制がございまして、この通行規制につきましては、変わりません。児童の下校時にも、スクールゾーンの規制がかかっているのですが、そこまで規制してしまいますと、建設工事に支障があると思われるため、午後の時間帯のスクールゾーンは解除いたすという、考え方を警察は示しております。

また、警察は、マンション建設に伴い、業者側は、誘導員などの人的配置等々を十分にいたしますと言っているのですが、それらを十分履行し、近隣住民の方々と十分話し合って、建築協定をつくり、その協定をもとに工事を進めてほしい、ただし工事の過程で不都合な点があれば、警察は取り締まりを行います、そのように言っております。

なお、学校長は、車輦等の通行が著しいときには通学路を変更するというお話しをしております。既に、建設業者も学校に何度か打ち合わせ等に参加しておりまして、工事の進行等の内容も学校にお知らせをしながら進めたい、ということでございます。また、11月の初めに、建設予定地の東西南北の住民の方々が1名ずつの代表を出しまして、4名の方が行政不服審査法に基づく不

服申し立てを東京都に対して、提出をしているという状況でございます。

資料第1号は以上でございます。

○小堀委員長 それでは、ご質問などをお願いします。不服申し立てというのは、東京都に対して、どのような内容の不服申し立てをしているのですか。

○庶務課長 建物の面積が1万平米を超えますと、建築の認可が東京都になりますので、東京都でございます。

○小堀委員長 建築許可について争っているんですね。

○猪口委員 いくつか質問いたします。

一点目は、一方通行の解除についてです。この建設予定地の隣にグランツオーベル小石川という大きな建物がありますが、この建設のときは、一方通行の解除はあったのでしょうか。

○庶務課長 このことにつきましては、資料がございませんので、調査をいたしまして、次回の委員会までにご報告をいたしたいと思います。

○猪口委員 私の記憶では、一方通行の解除がされていなかったと思うのですが。グランツオーベル小石川のときに解除されていなければ、今回、解除する特別な理由をお伺いしたいと思います。

2点目は、ガードレールの設置についてです。学校長からのお知らせの中に、ガードレールの白線の内側を歩行するということがあります。これは以前にも、子どもの通学時、あるいは下校時の安全確保ということでお話ししたことがあります。この地図でいいますと、六角坂から上がって春日通りに抜ける道のガードレールが著しく抜けています。正当ではないと思われるところが抜けているのです。今後、六角坂から上がってくる車輛も相当増えることが予想されますので、ガードレールをきちんと設置するように指示をするべきであると思います。どのような場合が特に危ないかと言いますと、ごみ収集車が、朝の登校時までのごみ収集ができていないことです。そのため、ごみが歩道にあふれて置いてあるのです。子どもは、やむを得ず車道を歩かない状態になっているのです。これが、登校時の姿なのです。そのような状況で、大型車輛が通ることになりますと、非常に危険だと感じます。私は、教育委員として、子どもの安全を最優先に考える職務でこの席に座っておりますので、非常に憂慮せざるを得ない不安な事態と考えます。ですから、まず、学校長がこのような通知を出している以上は、通学路に車庫の前以外は、すべてきちんとガードレールが設置されているように担当部署へ依頼をしていただきたいと思います。また、警察へも、子どもたちを守ることにについて意識を高く、責務を執行していただきたいという旨を申し入れていただきたいと思います。

3番目は、工事中の交通誘導員についてです。一般的によくあることですが、交通誘導員が車の誘導にのみ目がいつてしまっているのです。例えば、工事車輛が通り終わると、すぐに、今止めていた一般車をどうぞお通りくださいという形で誘導してしまうのです。そうしますと、そこに子どもや歩行者が渡ろうとしているときであっても、一般車輛は、手招きでせかされますので、

ついつい歩行者に目がいなくなってしまうのです。非常に危ない状態です。そのような場面を何度も見ていますので、この交通誘導員は、歩行者あるいは子どものためにいるというよりは、交通渋滞の解消のためにいるようになっているのです。一般的に、工事用の車輛によって渋滞が引き起こしていることを申しわけなく思い、一般車をいかに早くその場を通すかということのために誘導しているように感じます。この交通誘導員の再教育は、警察や行政の中できちんと指導していく必要があると思っております。

この道は、朝も夕方も、たくさんの小さな子どもたちが通る道なのです。一方通行で穏やかな道です。子どもたちも穏やかに登下校している道です。大通りを渡るときのように、非常に緊張して歩いているところではないのです。また、富坂教会の十字路には、交通の安全、登下校の子どもの安全のために、学童擁護員も配置されています。いつも、きちんと仕事をしてくださっていて、感心しています。学校としても非常に誠実になされているのです。また、私は、経緯は詳しく存じないのですが、過去に、ここで大きな交通事故があったそうです。その女の子たちの慰霊碑が教会の前に建っております。時々お供えする人もいらっしゃいます。地域の方々には、この道で二度と交通事故を起こしてはならないという特別の思いがあるのです。この工事にあたっては、子どもたちの安全の確保には、十分な配慮をしていただきたいと思います。

○小堀委員長 ご意見などはございますか。島田委員、どうぞ。

○島田委員 今、猪口委員がおっしゃられたごみについては、大きな問題であると感じています。ごみが積んであって、それを回避するために子どもが車道を通るということは、危険であり、大変問題です。ごみの問題は、区の問題ですね。ですから、ごみの集積場所を、もう1回協議することも合わせてやった方がよろしいのではないのでしょうか。

○猪口委員 島田委員がお話された点は、非常に重要であると思います。以前に、私が、教育委員会でこの問題を提示したことがあります。一般的に、先進国のごみ収集は、登校時まで収集が終わっている。しかし、日本では、8時になっても終わっていないのです。やはり残念だと思います。今後は、ごみ収集の担当部署とよく議論をして、子どもが登校する7時半ごろまでに、すべてきれいな道路にしておいていただくことが一番好ましい姿だと思います。

特に、危険に感じていることは、子どもの登校と同じ時間にごみ収集のトラックが通っていることです。ごみが歩道をふさいでいるので、車道を通るときに、子どもがそのトラックに巻き込まれることも考えられます。ごみが歩道をふさいでいる状態は、教育委員会として、視察する必要があるのではないのでしょうか。登校時の児童の安全確保の状態を実地調査される必要があると思います。

○小堀委員長 現状確認をいたしますが、この道路の幅員は、何メートルですか。今、問題になっている一方通行を解除した道路は、この図面でいいますと、上から下に向かって一方通行の指定があるわけですね。それを解除しているわけですね。一方通行を解除すると両側から車が入れますね。誘導員はいますが、工事現場に春日通りから進入するとき、反対からの車とのすれ違

いのことを考えると心配です。道路の幅員はどのくらいですか。

- 柵橋委員 車道としては、狭い道ですね。
- 小堀委員長 一方通行を解除しても危険はないのでしょうか。
- 猪口委員 一般的には、車輛が2台通るとするのは非常に危ない状態であると思います。
- 小堀委員長 そうすると、人が歩いていたらなおのことですね。
- 猪口委員 ぎりぎりです。相当速度を落として、ようやくすれ違えるくらいです。ましてや人がガードレールの外を歩いているときは、すれ違いは考えられません。
- 小堀委員長 一方通行にした理由がそこにありますね。児童の安全の確保から見ると、心配です。
- 庶務課長 道路の幅員は、調査をいたします。先ほどの礪川小学校の保護者宛の文書の裏面に、一方通行の解除の部分が書かれております。それは、春日通りから工事現場までの間の一方通行は解除したということです。また、括弧書きで、一方通行解除区間とありまして、大型特殊車輛に限定して解除をいたしましょう、となっております。
- 小堀委員長 大型特殊車輛に限定して解除する、ということですか。
- 庶務課長 はい。小さい車は、六角坂の方から一方通行を使って上がってくることになると思います。
- 小堀委員長 そうすると、ダンプカーやクレーン車などですね。距離が150メートルで、誘導はすると言っていますが、相当数の車が通る場合は、子どもの安全という点から見ると心配は非常に多いです。

これは、警察への安全の確保についての申し入れなどをしなければなりません、既にしているわけでしょう。

- 教育長 庶務課長と学校長が警察に行っております。また、工事業者も、学校に来まして、いろいろな対応措置をとりますという話し合いを行っております。しかし、本日の委員会でご指摘がございましたので、猪口委員からのごみの集積の問題などの3点を再度調査しまして、次回、ご報告させていただきます。
- 小堀委員長 交通安全協議会もありますので、区として、申し入れをすることもできるでしょう。そして、建築会社に対しては、学校だけではなく、教育委員会からも安全に配慮するよう申し入れていくほうがよいでしょう。ところで、建築協定は、結ばれているのでしょうか。
- 庶務課長 建築協定は、まだきちんとできていないのではないのでしょうか。不服審査が出ている状況のようです。
- 小堀委員長 これは、建築協定のなかで、特に、工事現場に出入する車輛と学校の子どもの安全の関係をはっきりさせるような協定をつくるように、指導する必要があると思います。
- 柵橋委員 やはり文書で業者に渡した方がいいですね。口頭というのは、絶対に言った言わないという問題になります。何か起きたときに一番問題になりますので。教育委員会として、文書

を出したほうがいいですね。それは、ただ反対するという意味ではなく、願いごとでも何でもきちんと文書にして出した方がいいのではないのでしょうか。

○小堀委員長 参考にお伺いしますが、建築業者はどこですか。

○棚橋委員 ジョイントですか。

○庶務課長 事業主は、NIPPOコーポレーションと神戸製鋼所不動産でございます。建築主は、清水建設でございます。

○小堀委員長 再度、建築協定の関係になりますが、学校サイドとして確認をするということを教育委員会でバックアップしてあげる必要があると思います。それでは、この報告事項の取扱いは、委員の指摘事項などを次回の委員会でご報告いただくことにしたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長 再度、調査や要請などを行いまして、その結果につきましては、次回の教育委員会でご報告させていただきます。

○小堀委員長 ではよろしゅうございますね。次回にご報告をいただくという扱いにいたします。

○島田委員 参考までに伺いますが、これは、若い世代が住めるような価格帯のマンションなののでしょうか。要するに、文京区の学校の将来計画にも、多少の関係があるのでしょうか。

○庶務課長 若い世代がというか、そこまでわからないのですけれども、地上9階建て、地下2階建てという規模でございます。そして、述べ床面積は、1万平米とかなり大きな建物で、一般的には、この界限に建ちますマンションは、若い世代では、なかなか難しいのではないのでしょうか。

○島田委員 安い価格設定で若い人が住めるようになるといいですね。

○小堀委員長 子どもたちの安全の問題は、きちんとしておかなければなりません。十分に、調査をしてください。

では、次の報告事項にまいりましょう。

(2) 平成16年第3回区議会定例会の審議概要について

○小堀委員長 次に、平成16年第3回区議会定例会の審議概要についてです。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 次に、平成16年第3回区議会定例会の一般質問教育長答弁の内容でございます。資料第2号でございます。

1番目は、子育て支援、保育園問題、男女平等参画についてということで、ジェンダー・フリーについて学校でも従来どおりの対応をすべきと考えるが、いかがかというご質問です。これだけだと、少しわかりにくいのですけれども、東京都教育委員会では、男女平等教育を推進する上で、今後はジェンダー・フリーという用語を使用しない、男女混合名簿についても、男らしさ女らしさをすべて否定するような、誤った考え方に基づく男女混合名簿を作成することがあって